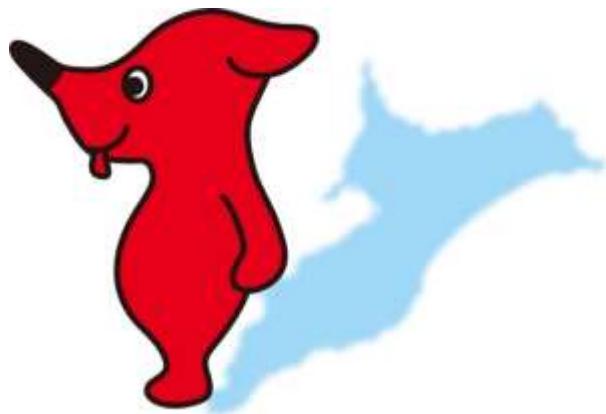


# 第1章

## 千葉県における 学校安全





# 第1章 千葉県における学校安全

## 第1節 学校安全の意義

幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という)が、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てる。

千葉県では、令和元年9月、10月に立て続けに台風や集中豪雨に見舞われ、県内で大きな被害が発生した。また、登校中に児童生徒等の尊い命が奪われる事件や事故も発生している。

近年の自然災害の状況や交通事故・犯罪等に関する社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題が次々と顕在化し、今後さらに深刻化していくことも懸念されている。

学校教育が目指す「生きる力」とは「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい時代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」とされている。(中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」平成20年1月17日)

上記のような現状に対応し、「生きる力」を着実に育んでいくためには、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図り、安全で安心な学校環境を整備するとともに、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を一層推進することが不可欠である。

### 学校安全の目指すべき姿 (「第2次学校安全の推進に関する計画」平成29年3月策定より)

- ① 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- ② 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心減少傾向にすることを目指す。

### 児童生徒等の安全の確保 (「第3期教育振興基本計画」平成30年6月15日閣議決定より)

#### 学校安全の推進

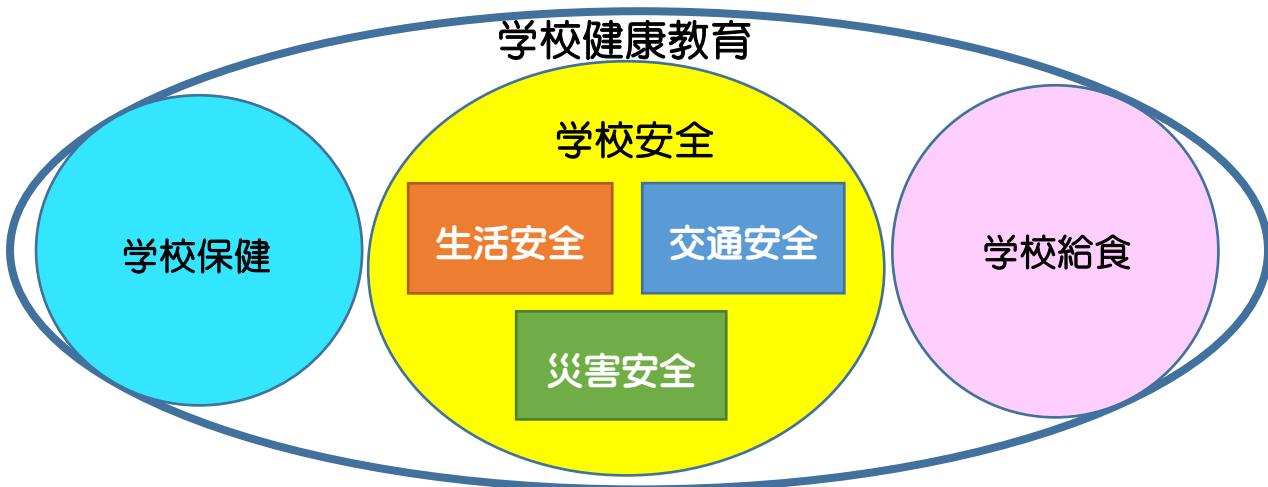
児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、児童生徒等の発達段階や学校段階、地域特性に応じた質の高い学校安全の取組を、家庭、地域、関係機関等とも連携・協働しながら、全ての学校において推進する必要がある。

このため、全ての学校における学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定・改善や、学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的な安全体制の構築を促進する。また、教職員が各キャリアステージにおいて必要に応じた学校安全に関する資質・能力を身に付けるための研修を実施するとともに、カリキュラム・マネジメントの確立による系統的・体系的な安全教育を推進する。さらに、外部専門家や関係機関と連携した安全点検の徹底、先進的な取組を参考とするなどして事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施し、学校安全に関するPDCAサイクルの確立を促進する。

## 第2節 学校安全の考え方

学校安全は、学校健康教育の一領域であり、「生活安全」「交通安全」「災害安全」などがあるが、従来想定されなかった新たな危機事象の出現などにも柔軟に対応し、学校保健や学校給食、生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。

### 1 学校安全の定義



学校安全は、学校保健、学校給食とともに学校健康教育の3領域の1つである。

3領域は、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に関連を図りながら、児童生徒等の健康や安全を確保するとともに、生涯にわたり、自らの心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくために一体的に取り組むことが大切である。

#### 学校安全のねらい

児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整える。

#### 学校安全の内容

##### 生活安全

学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故の防止  
誘拐や傷害などの犯罪被害防止

##### 交通安全

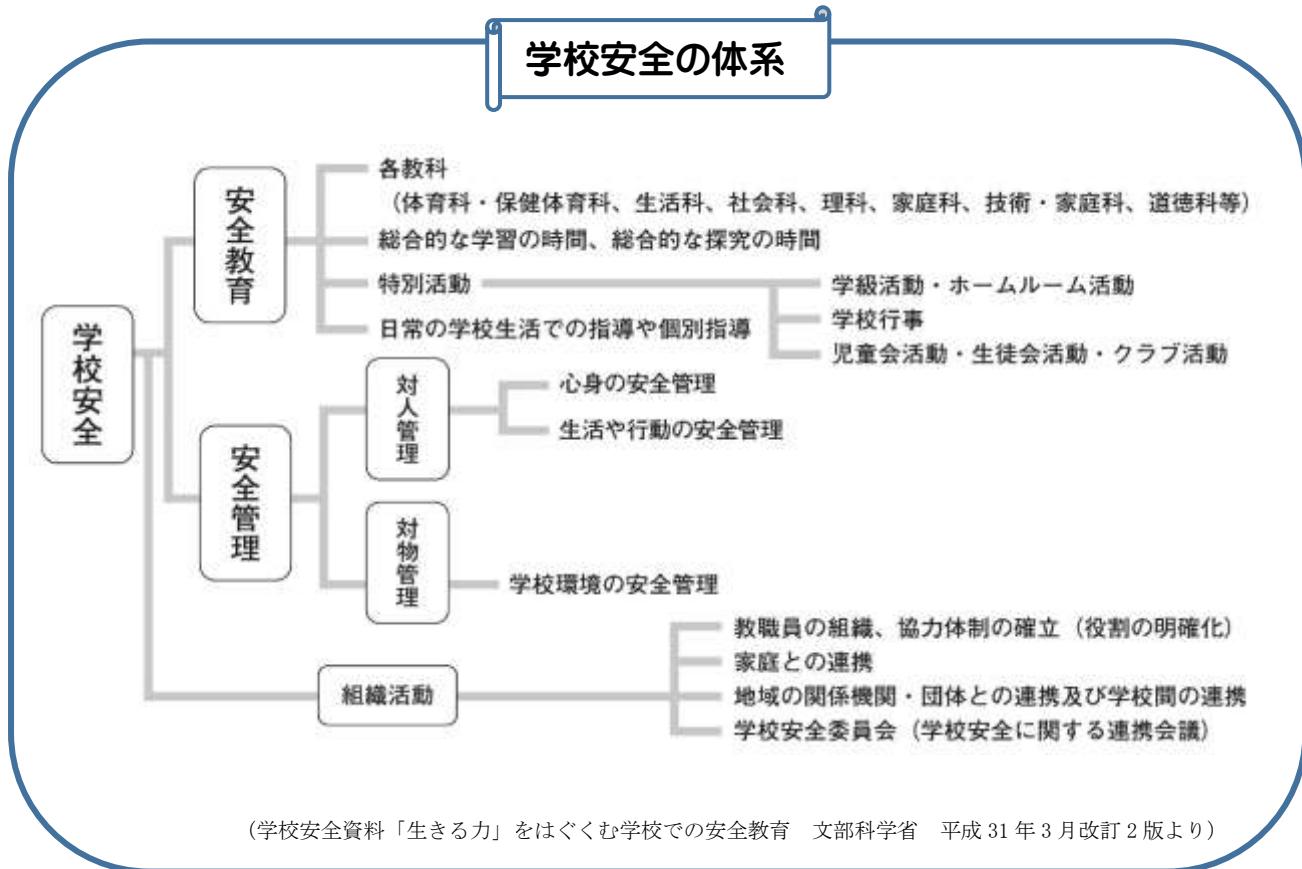
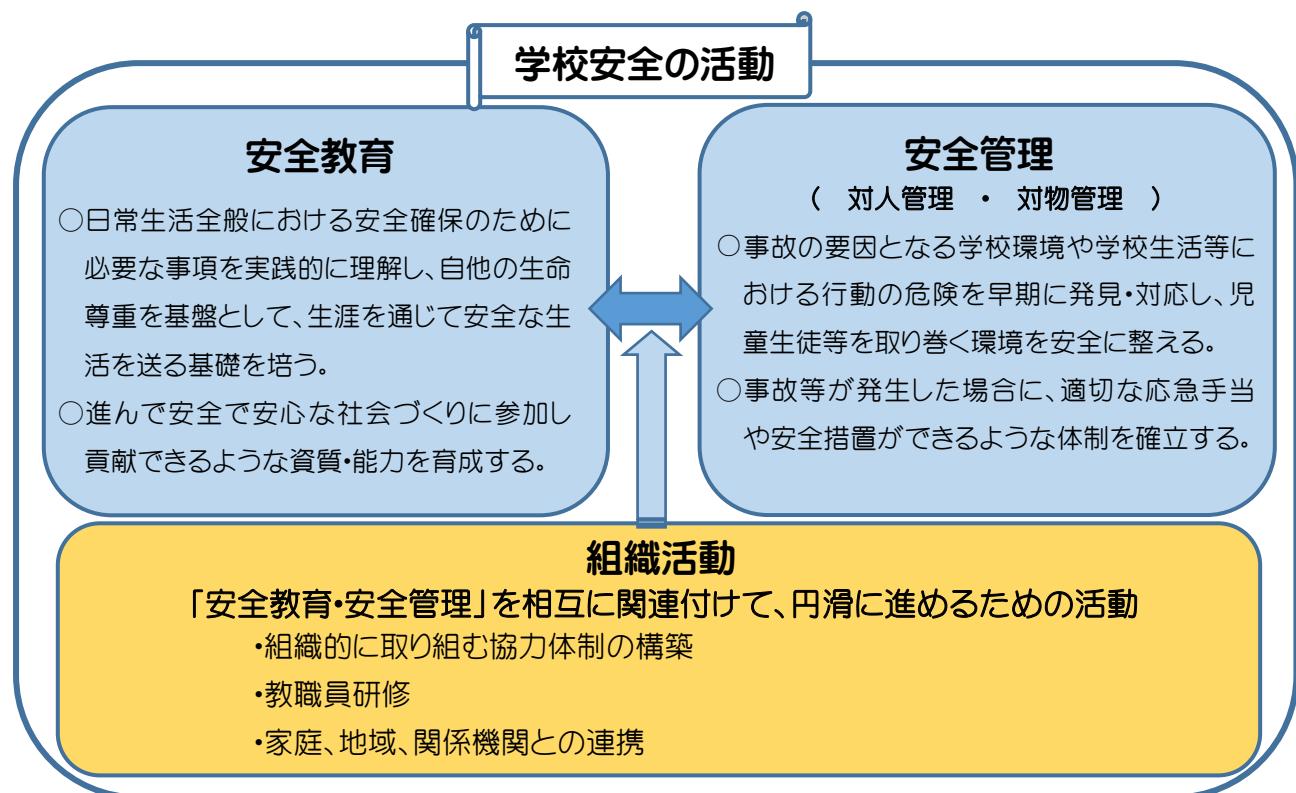
様々な交通場面における危険と安全、事故防止

##### 災害安全

地震・津波災害、火山災害、風水(雪)害等の自然災害や、火災や原子力災害などに対する備え

\*スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。

## 学校安全の活動及び体系



## 2 学校における危機管理

### 危機管理とは

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一事故等が発生した場合や、発生が差し迫った状況において、被害を最小限にするために迅速かつ適切に対処すること。

#### 学校における危機管理の3段階

事前の危機管理 (リスクマネジメント)	安全な環境を整備し、事故等の発生を未然に防ぐとともに、事故等の発生に対して備える。	未然防止
事故等発生時の 危機管理 (クライシスマネジメント)	事故等の発生時に迅速かつ適切に対処し、被害を最小限に抑える。	発生時の対応
事後の危機管理	危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開などの通常の生活の再開を図るとともに、再発防止を図る。	再発防止

各段階において、教職員が迅速かつ適切に対応することで事態の悪化を最小限にとどめ、児童生徒等の安全を確保することが重要である。

#### 学校における危機管理の内容

学校における危機管理は、学校内外における学習時はもちろんのこと、通学時、休み時間、給食の時間、学校行事等や、校長、副校長・教頭、あるいは安全担当が不在の場合など、様々な場面を想定するとともに、多様な事件・事故に十分に対応できるように備えておく必要がある。

また、学校は、日常及び緊急時に適切に対応できるよう、不審者の侵入や防災をはじめ各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、全教職員の共通理解を図る必要がある。

#### 学校安全に関わる法令等

安全教育： 学習指導要領

安全管理及び組織活動： 学校保健安全法

第 26 条 学校安全に関する学校の設置者の責務

第 27 条 学校安全計画の策定等

第 28 条 学校環境の安全の確保

第 29 条 危険等発生時対処要領の作成等

第 30 条 地域の関係機関等との連携

### 第3節 学校安全計画の策定

学校安全計画は、学校が進める安全教育と安全管理の内容を年間を見通して位置づけた学校安全の総合的な計画である。

策定する際には、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要である。

#### 1 学校安全計画とは

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられている。

##### 学校保健安全法第27条

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### 学校安全計画の内容例

##### 1 安全教育に関する事項

###### (1) 学年別・月別の関連教科等における指導事項

###### (2) 学年別・月別の指導事項

###### ア 特別活動における指導事項

- ・学級活動・ホームルーム活動における指導事項  
(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
- ・学校行事(避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事)における指導事項
- ・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

###### イ 課外における指導事項

###### ウ 個別指導に関する事項

###### (3) その他必要な事項

##### 2 安全管理に関する事項

###### (1) 生活安全

- ・施設・設備、器具・用具等の安全点検
- ・各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- ・生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査
- ・校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- ・その他必要な事項

###### (2) 交通安全

- ・自転車、二輪車、自動車(定時制高校の場合)の使用に関するきまりの設定
- ・交通安全に関する意義や行動、交通事故の発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

### (3) 災害安全

- ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- ・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- ・その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げる。

### (4) 通学の安全

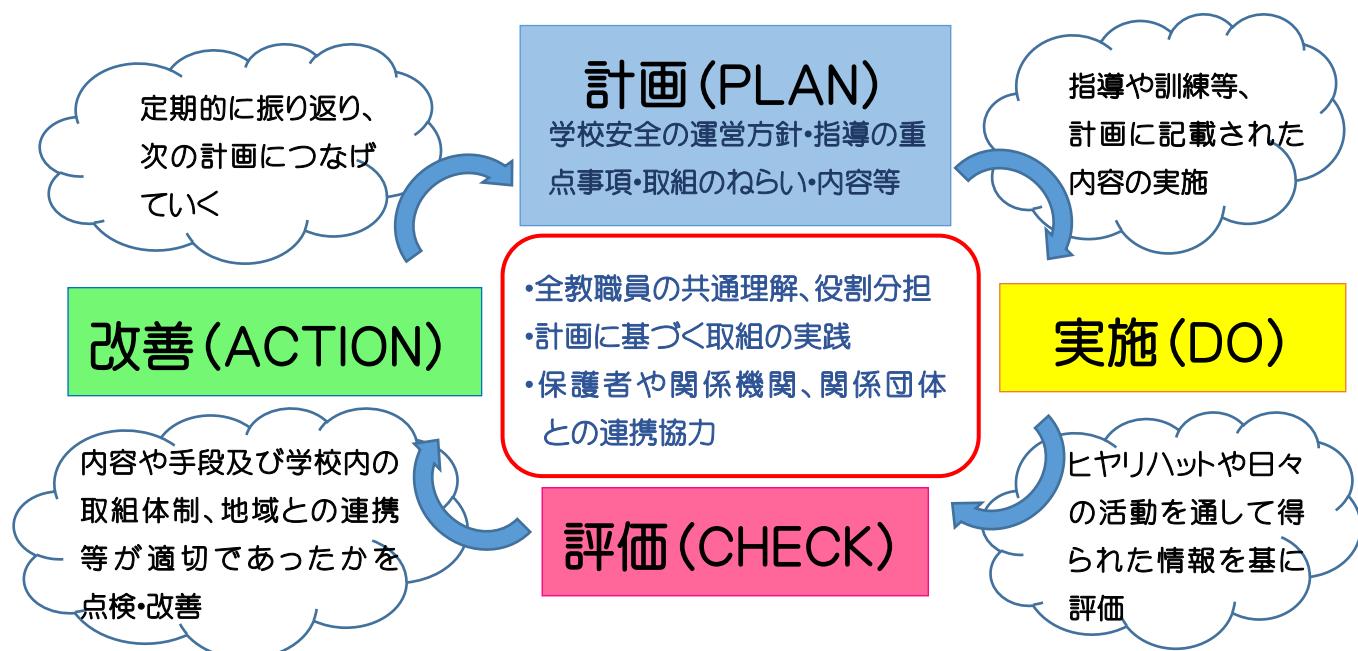
- ・通学路の設定と安全点検
- ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮する。

## 3 安全に関する組織活動

- ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項
- ・保護者対象の安全に関する啓発事項
- ・家庭、地域社会との連携した防犯、交通安全、防災などに関する具体的な活動
- ・その他必要な事項

## 2 学校安全計画の策定と点検・見直し



## 第4節 危機管理マニュアルの作成

危機管理マニュアルは、学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ適切な対応を図ることを目的とするもので、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解することが必要である。

### 1 危機管理マニュアルとは

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第29条により全ての学校で作成が義務付けられている。事件・事故発生時に適切に対応するために、必要事項や手順等を具体的に示したもののが危機管理マニュアルである。学校は、このことを踏まえ、日常及び緊急時に適切に対応できるよう危機管理マニュアルを作成し、全教職員の共通理解を図る必要がある。

また、これらについては、不断の検証・改善が必要である。

### 2 危機管理マニュアルの作成と見直し

#### 危機管理マニュアルの構成

<b>事前の危機管理 (リスクマネジメント)</b>	<b>体制整備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○点検</li><li>○避難訓練</li><li>○教職員研修</li><li>○安全教育</li></ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながるので、いつ起こるか分からぬ事故等にきちんと備えることが重要である。</div>
<b>事故発生時の 危機管理 (クライシスマネジメント)</b> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">実際の対応時には、マニュアルを見る余裕はないので、事前に全職員がしっかりと理解していることが大切である。</div>	<b>緊急事態の発生</b> <b>迅速かつ適切な対応</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○事故発生時の対応の基本</li><li>○交通事故への対応</li><li>○様々な事故への対応</li><li>○気象災害への対応</li><li>○不審者侵入への対応</li><li>○地震・津波への対応</li><li>○登下校時の緊急事態（不審者事案への対応）</li><li>○新たな危機事象への対応（SNSの普及に伴う犯罪被害、学校への犯罪予告、テロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等）</li></ul>
<b>事後の危機管理</b>	<b>通常の生活再開に向けて</b> <b>再発防止</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○事後の対応</li><li>○心のケア</li><li>○調査・検証・報告・再発防止等</li></ul> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">けがの経過観察や保護者への説明など、児童生徒等に寄り添った丁寧な対応が大切である。</div>

学校は、危機管理マニュアルを一度作成した後も、PDCAサイクルの中で、訓練、評価、改善を繰り返していくことが必要である。また、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、危機管理マニュアルを見直すだけでなく、全国各地において発生する様々な事件や事故、災害等を踏まえ、適宜検証・改善を行っていくことも重要である。

## 危機管理マニュアル作成のポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時に児童生徒等の生命や身体を守るための具体的な対応について検討する。

※災害安全では、学校の立地等によっては、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられている場合がある。(例:水防法・土砂災害防止法)

- ・各法令等で必要とされている事項をマニュアルに反映させる。
- ・教育委員会を通じて担当部局とよく相談し、避難確保計画に代えてマニュアルを活用したり、避難確保計画とマニュアルを関連付けたりするなど、工夫して対応する。

- 事前・発生時・事後の三段階の危機管理を想定して危機管理マニュアルを作成し、安全管理と安全教育の両面から取組を行う。

※事故発生時の危機管理については、児童生徒等の生命や身体を守ることを最優先し、迅速かつ適切な対応がとれるようにする。

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月文部科学省)などを活用する。

※事故等の発生時は、行動中にマニュアルを見る時間的余裕はないことから、役割分担や対応の優先順位を考え、単純で分かりやすいマニュアルにしておく。

※事後の危機管理においては、発生原因の究明や従来の安全対策の検証に加えて、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められる。

☆対応の基本的な考えは、「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月文部科学省)を参照する。

- 全ての教職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。

- 家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。

- 学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導・助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校を支援する。

## 点検・見直しのポイント

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。
- 過去の災害やハザードマップなどの想定を超える危険性をはらんでいる自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路を設定しているか。
- 避難訓練、研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 避難訓練等の反省・課題や地域住民、関係機関の専門家等の助言等を踏まえ適時見直しを行う。